

令和元年長審第35号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年10月6日09時10分

平戸瀬戸南口の中ノ六瀬

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

総トン数 1.7トン

登録長 7.17メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 95キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を有し、同室右舷側に舵輪と操縦席を設け、同席前面のコンソール上面にGPSプロッターを装備したFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和元年10月6日08時00分長崎県江迎港を発し、平戸瀬戸を南下して同県下枯木島南方沖合の釣り場に向かい、08時30分同釣り場に到着したものの、釣りを行うには少し波が高いと判断し、すぐ帰途に就いた。

a受審人は、GPSプロッターを3海里レンジで作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、船酔いした同乗者を操舵室左舷側の床に腰を掛けさせ、往航では追い風で気にならなかった風波による動揺を気にしながら下枯木島の東方沖合を北上した。

ところで、下枯木島北東方約3海里沖合には、水上岩及び水深の不明確な暗岩からなる険礁域が、約450メートルの間隔で東西に並んで存在し、西方の沖ノ六ツ瀬は、南北及び東西それぞれ約150メートルの円状で、西部に緑色の沖ノ六ツ瀬灯浮標が、東方の中ノ六瀬は、南北約240メートル東西約220メートルの足形状で、北東部に黄色の柱状で平均水面上高さ約1.6メートルの灯付簡易標識がそれぞれ設置されていた。

a受審人は、沖ノ六ツ瀬及び中ノ六瀬付近の航行経験が豊富で、両瀬の険礁域の状況をよく知っており、AのGPSプロッターに同険礁域が表示されていた。

08時54分半僅か過ぎa受審人は、下枯木島灯台から056度（真方位、以下同じ。）1.67海里の地点で、北寄りの風波の影響を避けて陸岸沿いに航行するために、針路を沖ノ六ツ瀬の東側水域に

向く027度に定め、機関を回転数毎分1,500にかけ、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、できる限り動揺しないように操船し、09時05分下枯木島灯台から044度2.78海里の地点に達したとき、中ノ六瀬が正船首1,080メートルとなり、その後同瀬に向首接近する状況であったが、動揺しないように操船するために波の状況を見ることに気をとられ、GPSプロッターを見て中ノ六瀬と自船との位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、中ノ六瀬に向首進行し、09時10分下枯木島灯台から041度3.35海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同瀬の暗岩に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

乗揚の結果、プロペラ翼に欠損及び曲損等を生じたが、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、平戸瀬戸南口において、帰港のために沖ノ六ツ瀬と中ノ六瀬の間の水域を北上する際、船位の確認が不十分で、中ノ六瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、平戸瀬戸南口において、帰港のために沖ノ六ツ瀬と中ノ六瀬の間の水域を北上する場合、中ノ六瀬の陰礁域の状況をよく知っていたのだから、同瀬に向首進行することのないよう、GPSプロッターを見て中ノ六瀬と自船との位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、動揺しないように操

船するために波の状況を見ることに気をとられ，船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により，中ノ六瀬に向首進行する状況に気付かずに乗揚を招き，プロペラ翼等に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては，海難審判法第 3 条の規定により，同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 5 月 2 5 日

長崎地方海難審判所

審 判 官 覺 前 修